

国の基本指針と「市町村子ども・子育て支援事業計画」について

2014年2月27日

町田市子ども生活部

1. 基本指針と市町村子ども・子育て支援事業計画の位置づけ

- ・国は、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針を策定する。(子ども・子育て支援事業第60条)
- ・市町村は、国の定める基本指針に即して、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を定めるとする。(子ども・子育て支援法第61条)

2. 市町村子ども・子育て支援事業計画の記載事項

市町村子ども・子育て支援事業計画は、基本的に、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、市町村が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」を記載する。

基本指針では、市町村子ども・子育て支援事業計画において定めなければならない「必須記載事項」と、地域の実情に応じて定めることとする「任意記載事項」が規定されている。

【必須記載事項】

- 1 教育・保育の提供区域
- 2 教育・保育の量の見込み、提供体制確保の内容、実施時期
- 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制確保の内容、実施時期
- 4 教育・保育の一体的提供、教育・保育の推進方策 等

【任意記載事項】

- 1 計画の理念 等
- 2 産休・育休後の円滑な教育・保育施設の利用の確保 等
- 3 児童虐待、母子、父子家庭の自立支援、障害児施策の充実等について、都道府県が行う施策との連携
- 4 その他（計画策定時期、計画期間、計画の達成状況の点検と評価）

3 基本指針に即した「市町村子ども・子育て支援事業計画」の全体イメージ

一 市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等(任意)	市町村子ども・子育て支援事業計画にかかる法令の根拠、基本理念、目的等を記載する
二 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期(任意)	市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期を定める
三 市町村子ども・子育て支援事業計画の期間(任意)	市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期を定める期間(5年間)を定める
四 市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価(任意)	各年度における市町村子ども・子育て支援事業計画の達成計画の達成状況を点検及び評価する方法等を定める
五 教育・保育提供の区域の設定	教育・保育提供区域の設定の趣旨及び内容、各教育・保育提供区域の状況等を定める
六 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	<p>一 各年度における教育・保育の量の見込み 教育・保育提供区域ごとに、計画期間における幼児期の学校教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)を定める</p> <p>二 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設と地域型保育事業による確保の内容と実施時期(確保方策)を定める</p>
七 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期	<p>一 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 教育・保育提供区域ごとに、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの量の見込みを定める</p> <p>二 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期 設定した「量の見込み」に対応するよう、地域子ども・子育て支援事業ごとに確保の内容とその実施時期を定める</p>
八 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	<p>以下の内容を記載する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方 ・ 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策 ・ 幼児期の学校・保育と小学校教育との円滑な接続の取組の推進 ・ 保幼小連携、0～2歳に係る取組3～5歳に係る取組の連携
九 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項(任意)	保護者が産後・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業を整備する等、各市町村の実情に応じた施策を定める
十 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項(任意)	児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児施策の充実等について、都道府県が行う施策との連携に関する事項及び各市町村の実情に応じた施策を定める
十 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項(任意)	仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備について、各市町村の実情に応じた施策を定める

4 幼児期の学校教育・保育の「量の見込み」・確保の内容」・「実施時期」

【概要】

- ・下記の《認定区分》ごとに利用状況や利用希望等を踏まえて、必要な「量の見込み」を記載
- ・「量の見込み」に対応するように《提供する施設》による「確保の内容」「実施時期」を記載
- ・「量の見込み」との差がある場合には、整備が必要

教育・保育提供
区域ごとに作成

【認定区分と提供する施設】

《認定区分》		《提供する施設》
1号認定こども	3～5歳 学校教育のみ	幼稚園・認定こども園
2号認定こども	3～5歳 保育の必要性あり	保育所・認定こども園
3号認定こども	0～2歳 保育の必要性あり	保育所・認定こども園・地域型保育事業

※イメージ図（国の資料より）

〇〇ブロック	1年目			2年目			3年目			
	3-5歳	3-5歳	0-2歳	3-5歳	3-5歳	0-2歳	3-5歳	3-5歳	0-2歳	
	学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	
①量の見込み (必要利用定員総数)	300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人	
②確保の内容	教育・保育施設	300人	200人	80人	300人	200人	150人	300人	200人	150人
	地域型保育事業			20人			30人			50人
②-①	0人	0人	-100人	0人	0人	-20人	0人	0人	0人	

※教育・保育施設：認定こども園・幼稚園・保育所

地域型保育事業：小規模保育事業・家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業・事業内保育事業
地域型保育事業の概要は、《別添》を参照

5 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」

【概要】

- ・事業ごと、教育・保育提供区域ごとに利用状況や利用希望等を踏まえて、必要な「量の見込み」を記載
- ・「量の見込み」に対応するように、「確保の内容」「実施時期」を記載
- ・「量の見込み」との差がある場合には、整備が必要

<対象となる地域子ども・子育て支援事業>

- ①地域子育て支援拠点事業、②一時預かり事業、③放課後児童健全育成事業、④利用者支援に関する事業、⑤時間外保育事業、⑥子育て短期支援事業、⑦乳児家庭全戸訪問事業、⑧要保護児童等に対する支援に資する事業、⑨病児・病後児保育事業、⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、⑪妊婦検診

※イメージ図（国の資料より）

放課後児童健全育成事業	1年目	2年目	3年目
① 量の見込み	800人 (20か所)	800人 (20か所)	800人 (20か所)
② 確保の内容	600人 (16か所)	700人 (18か所)	800か所
③ - ①	▲200人 (4か所)	▲100人 (2か所)	0

《別添》

＜地域型保育事業について＞

主に3歳未満の子どもを対象とする、定員規模が20人未満の小規模な保育事業で、以下の四つの類型に分かれる。

事業は、市町村が認可する。認可基準等は、国が定める基準を踏まえ、市町村が条例で策定する（現在、国において詳細を検討中）

○小規模保育

利用定員が6人～19人で保育を行う事業

○家庭的保育

利用定員が5人以下で、家庭的保育者による保育を行う事業「保育ママ」と通称される

○居宅訪問型保育

保育を必要とする子どもの居宅において保育を行う事業。いわゆるベビーシッターのような形態を想定している。

○事業者内保育

主に従業員の子どもの保育を行う事業。地域の保育を必要とする子どもにも保育を提供する地域枠が必要とされる。